

インプラント10年保証規約

第1条（保証規約の目的）

本保証規約は、ガイドデント認定歯科医療機関（以下「認定歯科医療機関」といいます。）が、その患者に対して行うインプラント治療の長期品質保証（インプラント第1次治療後から導入を開始するものであり、以下「保証」といいます。）にかかる内容を規定するものです。

第2条（用語の定義）

この保証規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) ガイドデント・ネット
株式会社ガイドデント（以下「ガイドデント」といい、認定歯科医療機関と共同して本保証を運営・提供します。）が運営し、ガイドデントと認定歯科医療機関（以下「認定歯科医療機関等」といいます。）で構成される再治療ネットワーク組織をいいます。
- (2) ガイドデント認定歯科医療機関
ガイドデントから認定された適格歯科医療機関またはその歯科医師をいいます。
- (3) 被保証者
保証規約に基づく保証の対象者をいい、保証登録後、インプラント10年保証書（以下「保証書」といいます。）に記載された患者をいいます。
- (4) インプラント体
チタン素材における人工歯根をいい、上部構造に対してアバットメントを含む下部構造をいいます。
- (5) 上部構造
インプラントの上部に連絡する人工の歯をいいます。
- (6) 定期メインテナンス
被保証者が、インプラント保証を受けるために受診しなければならない定期のメインテナンスであり、その内容は認定歯科医療機関が定めるところによります。
- (7) インプラント第1次治療
インプラント治療において、歯を喪失した部分にインプラント体を埋め込む手術をいいます。
- (8) 保証部位
保証書の埋入部位に記載されたインプラント体および上部構造（付属するすべてのパーツを含みます。）をいいます。
- (9) 再治療
インプラント治療を行った保証部位を再び治療することをいいます。
- (10) 保証期間
保証書に記載された品質保証期間をいいます。

第3条（被保証者の遵守義務）

- 1. 被保証者は、認定歯科医療機関において、保証期間の初日から2年間は1年に2回以上、3年目以降は1年に1回以上のメインテナンスを受けることを要します。
- 2. 前項の規定にかわらず、被保証者が、次のいずれかの事由に該当した場合に限り、ガイドデント・ネットを利用して他の認定歯科医療機関、または、他の歯科医療機関（歯科診療所または病院のことです。）において、前項に規定する定期メインテナンスを受けることができます。
- (1) 被保証者の転居により、認定歯科医療機関において、定期メインテナンスを受けることが地理的に著しく困難になったと認められるとき
- (2) 認定歯科医療機関の転院または閉院により、当該認定歯科医療機関において、定期メインテナンスを受けることが著しく困難になったと認められるとき
- (3) その他認定歯科医療機関において、定期メインテナンスを受けることができない前2号に掲げる事由と同程度の事由があるとき
- 3. 被保証者が正当な理由なく前項に規定する義務を履行しなかったときは、それによって認定歯科医療機関等が被った損害の額を再治療費用相当額から差し引いた残額または損傷等の発生および拡大を防止することができたと認められる額を再治療費用相当額から差し引いた額を上限に無償で再治療を行います。ただし、保証限度額を上限とします。
- 4. 前項の事由が生じたときは、被保証者は、すみやかに認定歯科医療機関等に通知してください。

第4条（保証の内容）

- 1. 認定歯科医療機関は、被保証者が保証期間中に次のいずれかの事由に該当したとき（以下「再治療事由」といいます。）、保証書記載の額（以下「保証限度額」といいます。）を上限に、無償で再治療を行います。
- (1) 認定歯科医療機関の指示に従い定期メインテナンスを受診し、口腔内において正常に機能していた状態で、保証部位が脱落または破折したとき
- (2) 偶然な事故により保証部位が脱落または破折したとき
- 2. 前項の規定にかわらず、被保証者が保証期間中に次のいずれかの事由に該当または起因して保証部位が脱落または破折したときは、有償で再治療を行います。
- (1) 被保証者の故意または重大な過失
- (2) 被保証者の定期メインテナンス不履行
- (3) 認定歯科医療機関以外で行われたインプラント治療
- (4) 被保証者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (5) 保証部位の経年による摩耗等・摩滅・さび・腐敗・変質・変色等
- (6) インプラント体および上部構造の瑕疵を原因とした身体障害
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (8) 火災および、洪水・高潮・暴風・台風などによる水災
- (9) 戦争、外国の武力行使、テロ行為、革命、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動
- (10) その他本保証規約に反する行為
- 3. 被保証者が認定歯科医療機関において再治療を受けるときは、本条の規定は適用しません。
- 4. 認定歯科医療機関の保証責任の履行を確保することを目的として、保証運営・提供者であるガイドデントは、再保険会社（※S&P 社格付けA格以上）と再保険契約を締結するものとします。

第5条（ガイドデント認定歯科医療機関における再治療）

- 1. 被保証者が、次のいずれかの事由に該当した場合に限り、ガイドデント・ネットを利用して、他の認定歯科医療機関において、第4条（保証の内容）に規定する再治療を受けることができます。
- (1) 被保証者の転居により、認定歯科医療機関において再治療を受けることが地理的に著しく困難になったと認められるとき

- (2) 認定歯科医療機関の転院または閉院により、当該認定歯科医療機関において、再治療を受けることが著しく困難になったとき
- (3) その他認定歯科医療機関において、再治療を受けることができない前2号に掲げる事由と同程度の事由があるとき
- 2. 前項を適用する場合において、被保証者が再治療事由に該当したときは、他の認定歯科医療機関が、次表の額を上限に無償で再治療を行います。ただし、本保証規約に基づく再治療を行ったことのある被保証者については、次表の額から過去の再治療にかかる費用に相当する額の総額を差し引いた残額を上限に無償で再治療を行うものとします。

保証部位	保証限度額
(1) インプラント体	200,000円
(2) 上部構造	100,000円

3. 第1項の事由が生じたときは、被保証者はすみやかに認定歯科医療機関等に通知してください。

第6条（再治療請求の手続）

- 1. 被保証者は、第4条（保証の内容）に規定する再治療事由に該当したときは、本保証規約に基づき無償で再治療を受けることができます。
- 2. 再治療事由に該当したときは、被保証者は、すみやかに認定歯科医療機関等に通知してください。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、被保証者が保証書を認定歯科医療機関等に提示しなかったとき、または本保証規約に基づく再治療事由の該当が認められなかったときは、有償で再治療を行います。

第7条（再治療請求権の消滅）

再治療を請求する権利は、再治療事由に該当した日からその日を含めて2年間請求がない場合には消滅します。

第8条（被保証者の住所の変更）

- 1. 被保証者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに認定歯科医療機関等に通知してください。
- 2. 前項の通知がなかった場合には、認定歯科医療機関等の知る最終の住所または通信先に発した通知は、被保証者に到達したものとします。

第9条（保証の解除）

- 1. 次のいずれかに該当する場合には、保証期間中であっても、認定歯科医療機関等が指定する日をもって保証を解除することができます。
 - (1) 被保証者の詐欺行為（未遂も含みます）があったとき
 - (2) 被保証者が正当な理由なく、認定歯科医療機関等が求める書類の提出を拒み、または認定歯科医療機関等が行う調査を正当な理由がなく妨げたとき、もしくは認定歯科医療機関等が求める事実を告げず、もしくは不実のことを告げたとき
 - (3) 被保証者が再治療請求に際して、保証書を改ざんし、または改ざんされた保証書を提示したとき
 - (4) 被保証者が、認定歯科医療機関等の求めにもかかわらず、第3条（被保証者の遵守義務）に規定する義務を遵守しないとき
 - (5) 被保証者が暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と言います。）に該当することが認められ、保証が反社会的勢力の資金、便宜の提供となりうるとき、また認定歯科医療機関等の社会的信頼を損なうとき
 - 2. 認定歯科医療機関等は、前項の規定により、保証が解除された場合には、当該解除日以降の保証を行いません。
 - 3. 保証の解除は、解除日以降、将来に向かってのみ、その効力を生じます。
 - 4. インプラント埋入手術後の保証の解約および返金は致しません。

第10条（保証の消滅）

次のいずれかに該当した場合、該当した時からインプラント保証は消滅したものとします。

- (1) 被保証者が死亡したとき
- (2) 保証書に記載された保証限度額に到達したとき

第11条（保証の適用範囲）

この保証は、認定歯科医療機関においてのみ有効とします。

第12条（保証書の無効）

次のいずれかに該当する保証書は無効とします。

- (1) 担当医の署名のない保証書
- (2) 保証書記載事項の全部または一部の記入をせずに交付された保証書
- (3) 保証書記載事項に改ざんまたは訂正のある保証書

第13条（損害賠償）

被保証者が、本保証規約に違反したとき、または、その他不法行為によって保証期間内に認定歯科医療機関等に損害を与えたときは、認定歯科医療機関等は、被保証者に対して損害賠償を求めることができます。

第14条（保証規約の変更）

ガイドデントは、事前の通知、被保証者の承諾なしに本保証規約を改定、変更することができます。その通知はWebサイト上の提示により行うものとし、掲示された時点をもって完了したものとします。申し出のない場合、承認したものとみなし、生じた不利益について責任を負いません。

第15条（保証規約に定めのない事項）

本保証規約に定めのない事態が生じた場合には、ガイドデントが、誠実に取扱いを決定します。

2005年 4月1日制定
2010年 12月1日改定
2011年 1月1日改定
2011年 12月1日改定
2012年 7月1日改定
2013年 5月1日改定
2014年 5月1日改定
2016年 4月1日改定
2017年 7月1日改定